

令和5年11月24日（金曜日）

厚生委員会

第3委員会室

出席委員

中西祥子、金内義和、阿野れい子、三輪敏之、  
仁野央子、竹中隆一、萩原唯典、岡部敦吏、  
牧野圭輔

開会 10時33分

健康福祉局 10時34分

説明

- ・督促処分に対する審査請求に係る諮問について

質問 10時41分

（質問）

令和4年8月15日付で、処分庁が当初督促処分を取り消した理由は何であるのか。

（答弁）

当初督促状には、督促処分を行った理由の1つである根拠法令の記載がなかった。そのため、督促処分を一度取り消し、根拠法令を記載した督促状を再度送付し直した。

（質問）

事実行為として当初督促処分を取り消したということであるが、取消理由について資料に記載がない。取消理由に手続上の瑕疵があったと記載しなければ、まるで相手方の言い分を認めて督促処分を取り消したように思われてしまう。議会への説明責任を果たすことについて、どのように考えているのか。

（答弁）

市のミスにより一度督促処分を取り消し、再処分を行ったことは事実である。今後は詳細に記載したいと考えている。

（質問）

事業者に要求している返還金及び加算金の金額について、令和4年の報道では約3,700万円であったと思うが、今回の資料には約3,200万円となっている。金額に差異が生じているのはなぜなのか。

（答弁）

令和3年度に同社の指定障害児通所支援事業者等の指定取消処分を行ったときは、本市と他市町の分を合わせて約3,700万円の返還を求めると公表した。

このたびの約3,200万円は、本市分のみである。

健康福祉局終了

閉会

10時45分

10時45分